

令和3年度事業報告

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら世界中にまん延し続け、人々の日々の暮らしに様々な制限を課し、社会経済に深刻な影響をもたらしました。

我が国では、多様な課題の中、工夫を持って一年間延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。本会では、同競技大会における放送用特殊車両の海外からの搬入、国内走行に関する各種申請手続について協力を図り、同競技大会での国際放送の実施に貢献しました。

8月には、職務上請求書を用いて戸籍等を不正取得したとする会員が逮捕され、有罪となる事件が発生しました。行政書士に対する国民の信頼を裏切る断じて許し難い行為であり、二度とあってはならない事案との認識のもと、直ちに対応の検討に着手し、倫理研修の義務化や職務上請求書の払出し管理の厳格化など、再発防止策の柱を決定しました。またそのうえで、令和4年度の実施・導入に向け、当該再発防止策に関連する諸規則の改正案等の検討を進めました。

また、延期されていた行政書士制度70周年記念式典については、新型コロナウイルス感染症の感染状況が改善した時期を見計らい、10月26日、高円宮憲仁親王妃久子殿下のご臨席を仰ぎ、三権の長、総務大臣を始めご来賓の皆様方をお迎えし、ホテルオークラ東京（東京都港区）にて開催しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参加者を制限しての開催となりましたが、関係各位のご協力により盛会のうちに終えることができました。

さらに、令和4年1月からは、総務省の委託事業として、マイナンバーカード代理申請事業を各単位会の協力のもとで実施しました。国のデジタルインフラ整備の観点からの社会貢献事業であり、令和4年度も引き続き取り組むこととしています。

2月24日にロシアがウクライナに対する軍事行動を開始したことを受け、現に日本に滞在しているウクライナの方や今後日本に避難して来られる方に対して、在留資格に関する申請手続の支援を中心とした支援活動を行うため、情報収集を行うとともに支援体制の構築に着手しました。

その他の事業においても、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限の中でいかに効率的かつ効果的に各事業を進めていくかを考慮しつつ、感染状況に照らしながら都度の判断を行ってまいりました。具体的には、引き続きWebの活用により機動的かつ経済的な会議運営や研修、セミナー等の開催を実現させ、組織運営における新しいスタンダードとして定着しつつあります。

現在の本会における事業の柱として「新型コロナウイルス感染症対策」と「デジタル対応」を位置付ける中で、対外的な事業については、基本方針として「地域との共生」、「役所との共生」、「他士業者との共生」を掲げ事業推進に努めてまいりました。

1. 地域との共生

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する政府の経済対策に関連し、一時支援金や月次支援金、事業復活支援金における登録確認機関としての確認手続やその後の支給申請など、年間を通じて地域の中小企業・小規模事業者及び行政の支援に取り組みました。また、引き続き（一社）全国生活衛生同業組合中央会と連携し、生活衛生関係営業に従事する事業者に対する一時支援金や月次支援金、事業復活支援金等の個別相談・申請支援事業を推進しました。

その他、法教育推進委員会及び暴力団等排除対策委員会等を通じ、地域社会に密着した貢献を深め、より一層安心で公正な生活と業務環境の実現、確保に努めました。また、全国各地で発生した

豪雨や地震などの災害による被害に対し、各単位会が行った地域支援活動に支援金を支給するなど、災害支援にも取り組みました。

2. 役所との共生

政府が進めるデジタル化推進の動きに行政書士として関与、支援する観点から、デジタル推進本部を立ち上げ、行政書士の特性を生かしたデジタル対応に多角的かつ集中的、組織横断的に取り組むための組織体制を整備しました。

また、日本行政書士政治連盟と連携し、電子申請における代理システムの確立、行政書士の活用等を内容とする要望書を改めて取りまとめ、第49回衆議院議員総選挙後の各党の行政書士制度推進議員連盟・懇話会に提出し、働きかけを行いました。

さらに、より一層国民に寄り添った制度を目指すべく、行政書士制度に関する研究会の令和4年度設置に向けた検討を行いました。

3. 他士業者との共生

公正証書遺言等の公証制度の普及、啓発に関し、「月刊日本行政」誌上で日本公証人連合会との連携による解説記事を掲載する等、連携強化を図りました。

以上3つの共生のほか、多様性のある社会の実現を目指し、行政書士がその中心的役割を担うべく活動する権利擁護推進委員会において、権利擁護に関する啓発用のパンフレットデータを作成し、単位会に提供する等、積極的に取り組みました。

また、「多文化との共生」の観点から、出入国在留管理庁への働きかけを行った結果、オンラインによる在留関係申請手続において、行政書士固有の認証ID付与を実現する等、広範囲にわたる事業展開に努めてまいりました。

以下、令和3年度事業の具体的内容について、各部・委員会等から報告します。

【総務部】

1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底

(1) 職務上請求書関係規則等の改正

会員による職務上請求書不正使用事件の発生を受け、関係機関と調整を行うとともに、倫理研修の受講義務化や組織的な指導・管理体制の構築等、会則に加え職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正を含め、再発防止のための対応に係る検討を行った。あわせて、「職業倫理」に関するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツについて、更新を図った。

(2) 東京都戸籍住民基本台帳事務協議会との連携

東京都戸籍住民基本台帳事務協議会と東京都行政書士会との意見交換が書面にて実施され、情報の共有を行った。

(3) 犯罪収益移転防止法への対応

FATF第4次審査の結果を受け、勧告に基づく犯罪収益移転防止法上の顧客管理及び疑わしい取引の届出に関しての検討を行った。

2 諸会議の開催

(1) 定時総会

令和3年6月14・15日、ホテルオークラ東京（東京都港区）において、役員等40名、代議員247名の合計287名の出席のもと、定時総会を開催した。

(2) 理事会

令和3年4月（書面議決）、7月7・8日、9月（書面議決）、11月17日、令和4年1月20日に理事会を開催した。

(3) 正副会長会

令和3年4月21日、5月6日、6月2日、6月13日、6月15日、7月1日、7月7日、8月4日、9月1日、9月29日、10月20日、11月16日、12月1日、12月23日、令和4年2月2日、3月2日、3月23日に正副会長会を開催した。

(4) 常任理事会

令和3年4月21・22日、5月6・7日、6月2・3日、6月13日、7月8日、8月4・5日、9月1・2日、9月29・30日、10月20・21日、10月26日、11月16・17日、12月1・2日、12月23日、令和4年1月20日、2月2・3日、3月2・3日、3月23・24日に常任理事会を開催した。

(5) 会長会

令和3年11月18日に、虎ノ門タワーズオフィス6階 カンファレンスルーム（ROOM7）において会長会を開催した。「マイナンバーカード普及促進事業に係る対応について」、「デジタル化への対応について」、「職務上請求書の取扱いに係る対応について」をテーマとし、情報共有・意見交換を行った。

(6) 全国総務部長会議

令和4年3月30日に、オンライン会議システムを用いて全国総務部長会議を開催した。各単位会の総務部長とともに担当事務局職員にも出席を促し、職務上請求書を用いた不正請求の再発防止策に係る概要説明を行い、今後の対応等について共有を図った。

3 顕彰（式典等）の実施

(1) 叙勲

令和3年4月29日、11月3日に各1名が受章され、それぞれ5月22日、12月1日に本会主催の伝達式を開催した。

(2) 黄綬褒章

令和3年4月29日に9名が受章され、それぞれ本会主催の伝達式を開催した。

(3) 総務大臣表彰・会長表彰

令和3年6月14日に32名が総務大臣表彰を受賞した。また、10月26日に40名が行政書士制度70周年総務大臣特別表彰を、118名が行政書士制度70周年日行連会長特別表彰を受賞した。

4 行政書士制度 70 周年記念事業の実施

令和3年10月26日、ホテルオークラ東京（東京都港区）において、高円宮妃殿下のご臨席を仰ぎ、三権の長、総務大臣を始めご来賓の皆様方をお迎えし、行政書士制度70周年記念式典を開催した。

5 日行連と各地方協議会との連絡会の開催

令和3年9月から12月にかけて8地方協議会と連絡会を開催して、本会及び単位会の事業進捗状況や諸問題について情報共有と意見交換を行った。各単位会からの意見・要望等については必要に

応じて令和4年度事業計画に反映させるべく、関係各部・委員会への申送りを行った。

6 単位会相互の地域的連絡調整の促進

単位会における新規事業開拓等の促進対応として、地方協議会に交付金を支給した。

7 他の部の所管に属さない事項への対応

- (1) オンラインによる会議開催に関する規則整備として、会則、役員選任規則、会議規則等を改正するとともに、定時総会のオンライン開催に向けて会則等の改正の検討を行った。
- (2) 関係法令の改正への対応及び待遇改善等を目的とし、日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部改正へ向けて検討を行った。
- (3) 各単位会の会則を集約し、単位会へ情報共有を行った。
- (4) 各関係機関への対応も含めた会員からの苦情処理等を行った。

【経理部】

1 予算・決算の適正管理

- (1) 予算・決算の適正管理に努めた。
- (2) 監査での指摘を踏まえ、経理業務の見直しを行った。
- (3) 旅費規則の一部改正（令和4年1月20日理事会承認、同年4月1日施行）を行い、東京23区内の宿泊費の見直しを行った。

2 賃借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

費用の適正管理に努めた。

【広報部】

1 広報活動の推進

広報部事業に関する案件やより効果的な広報活動について、検討した。

2 「月刊日本行政」の発行

- (1) 行政書士制度の発展に寄与するとともに、会員に対し迅速に有益な情報を提供することを基本方針とし、各種業務記事、本会の情報、各単位会の取り組み事例等を中心に誌面を編集した。会長による連載記事を始めた執行部による寄稿を企画し、全国の会員や関係各所に向け、積極的に会務や事業執行等に関する方針等を発信した。また、省庁関係者や有識者からの寄稿を推進し、各種制度改正等に係る情報等の発信に努め、会員の資質向上を図った。月平均47ページ、約52,000部を印刷し、会員各位や国会議員、関係機関等へ送付した。
- (2) 編集委託業者の見直しを行い、誌面のリニューアルに向けて調整を進めた。あわせて、経費削減の観点から、発行頻度や発行形態等について検討を行った。

3 行政書士制度 PR ポスターの作成

- (1) (一財)日本宝くじ協会からの助成を受け、フリーキャスターの伊藤聡子さんをモデルに起用して行政書士制度 PR のためのポスターを作成し、各単位会や関係機関等へ配付した。
- (2) ポスターモデルの伊藤聡子さんによる行政書士制度 PR 動画を作成し、ホームページ上において公開した。

4 行政書士制度 PR 事業

- (1) 令和3年10月1日から10月31日までの間を「行政書士制度広報月間」とし、総務省の後

援を得て、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、全国一斉の広報活動を実施した。これに先立ち、各単位会宛てに「令和 3 年度行政書士制度広報月間に係る「行政書士無料相談」の実施及び期間中の安全配慮について」（令和 3 年 8 月 2 日付・日行連発第 535 号）を発信するとともに、報道機関等約 80 社への報道リリースの送付並びにプレスリリース代行会社を利用しての情報配信を行った。

- (2) 行政書士制度広報月間事業として、法規監察部と連携して非行政書士排除に関するポスターを作成し、各単位会の広報または監察活動にて活用できるよう会員サイトにて画像データの提供を行うとともに、各単位会に見本ポスターを配付した。
- (3) マイナンバーカードの取得促進及び SDGs をテーマとしたユキマサくんの新規イラストを作成し、各単位会の広報活動にて活用できるよう、会員サイトにてイラストデータの提供を行った。
- (4) 各単位会の広報活動等に使用しているユキマサくんのイラストデータの利便性向上を図るため、これまで作成したユキマサくん等の各種イラストデータを透過データ形式に変換し、会員サイトにてイラストデータの提供を行った。
- (5) 令和 3 年 10 月 26 日に開催された行政書士制度 70 周年記念式典に合わせて、行政書士の業務や制度のあゆみ等を紹介する行政書士制度 70 周年記念動画を制作し、各単位会における制度 PR 活動等に活用できるよう、会員サイトにて動画データの提供を行うとともに、YouTube の日行連公式チャンネルにて公開した。
- (6) 行政書士記念日事業として、会員を対象に行政書士の魅力に関するテーマに沿ったエピソード・エッセイの募集を行った。受賞作品については、「月刊日本行政」への掲載を始めとした制度 PR に活用する方向で調整を進めた。

5 インターネットによる広報活動

- (1) サイトの操作性向上等を図るため、ユーザーからの意見も取り入れつつ、本会ホームページ及び会員サイトの改修を進めた。
- (2) 行政書士制度広報月間、行政書士記念日、セミナーの開催等、本会ホームページに専用のビルボードを作成・掲載し、一般向けに事業推進に係る周知を図った。
- (3) ホームページのお知らせと連動して、日行連公式 Twitter にも投稿し、PR 活動を推進した。
- (4) サイトの更なる充実化、利便性等の向上を図るため、管理委託業者の見直しを進めた。

6 全国広報担当者会議の開催

令和 4 年 3 月 18 日、オンライン会議システムを利用して全国広報担当者会議を開催した。効率的かつ効果的な広報活動の推進を図るため、情報提供や具体的な活動事例等を交えた意見交換を行った。

【法規監察部】

1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導

- (1) 単位会からの下記照会等について、会長より諮問を受け、調査研究のうえ、回答した。
 - ①雇用行政書士の取扱い及び行政書士有資格者が所属する会社等の書類作成業務を行うことの可否について（東京都行政書士会）
 - ②行政書士と提携する会社等の行政書士業務を含む業務の料金表示について（東京都行政書士

会)

(2) 各部・委員会等からの下記検討依頼等について、会長より諮問を受け、調査研究のうえ、答申した。

- ①日本行政書士会連合会書面による総会議決の実施に関する規則(案)について(総務部)
- ②日本行政書士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について(総務部)
- ③代理人として定款電子認証する際の行政書士個人のマイナンバーカードによる電子署名の可否について(デジタル推進本部(埼玉県行政書士会))
- ④行政書士による後遺障害等級認定に係る異議申立書作成の可否について(法務業務部(群馬県行政書士会))
- ⑤成年後見賠償責任保険の継続対象者を限定することの是非について(法務業務部(福島県行政書士会))
- ⑥捜査関係事項照会書への回答について(許認可業務部(福岡県警察))
- ⑦著作権相談員カード作成に係る業務委託契約書について(国際・企業経営業務部)
- ⑧日本行政書士会連合会旅費規則の一部改正(案)について(経理部)
- ⑨日本行政書士会連合会旅費規則における「通貨」の解釈について(経理部)
- ⑩代理申請を活用したマイナンバーカードの普及促進に係る行政書士への業務委託契約書案について(デジタル推進本部)
- ⑪行政書士会補助者規則(準則)について(総務部(愛媛県行政書士会))
- ⑫共同事務所の表札の掲示について(総務部(岡山県行政書士会))
- ⑬行政書士が社会保険労務士法第2条第1号の2の事務を行うことについて(許認可業務部(京都府行政書士会))
- ⑭(公財)全国生活衛生営業指導センターとの業務委託契約に係る覚書(案)について(国際・企業経営業務部)
- ⑮日本行政書士会連合会会則の一部を改正する会則(案)について(総務部)
- ⑯日本行政書士会連合会書面による総会議決の実施に関する規則(案)について(総務部)
- ⑰日本行政書士会連合会選挙管理委員会運営基準の一部改正(案)について(総務部)
- ⑱日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部改正(案)について(総務部)
- ⑲日本行政書士会連合会中央研修所規則の一部改正(案)について(総務部)
- ⑳日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正(案)について(総務部)
- ㉑日本行政書士会連合会倫理研修規則(案)について(総務部)
- ㉒相続関係説明図の作成に職務上請求書を使用することについて(総務部(栃木県行政書士会))
- ㉓遺言執行者として職務上請求書を使用することの可否について(法務業務部(青森県行政書士会))

また、答申には至らなかったものの、下記照会等についても会長より諮問を受け、調査研究を行った。引き続き令和4年度においても検討のうえ、答申を行うこととしている。

- ㉔職務上請求書を使用して取得した戸籍謄本等を公証人又は公証役場へ直接提出することの可否について(総務部(東京都行政書士会))

2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ上の法規集の管理

会則等の改正に係る法規集の編集作業を行い、各役員、各単位会及び関係団体等へ配付した。
また、本会ホームページに掲載している関係法令について随時更新を行った。

3 行政書士関係法令先例総覧等の改訂

行政書士関係法令先例総覧の電子ブック化に伴う作業を行い、各単位会に配付した。

4 各単位会に対する監察活動の支援

「令和3年度行政書士制度広報月間の実施について」（令和3年8月6日付・日行連発第572号）において、各単位会の実情に応じた監察活動の実施を依頼するとともに、重点活動項目として、都市計画法関係業務に関する調査を奨励した。

5 行政書士制度違反行為の防止

各単位会等からの照会等について、会長より諮問を受け、調査研究のうえ、回答した。また、行政書士法違反が疑われる表現を用いた報道に対し、今後の改善に係る申入れを行った。

【許認可業務部】

＜運輸交通部門＞

1 関係業務の開発及び法令等の調査研究

- (1) 令和4年4月から、特殊車両の通行に関する新たな制度の運用が開始されるにあたり、国土交通省にご協力いただき、オンライン配信によるセミナー「特殊車両通行許可制度の現状と新制度創設について」を開催し、新たな制度の周知を図るとともに、会員の能力担保に努めた。

また、講義動画を令和4年3月31日までYouTubeにアーカイブ公開するとともに、内部講師による第一部講演については、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに掲載した。

- (2) 自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針、引越時のナンバープレートの交換に関する特例創設、「警察行政手続サイト」の運用開始、封印取付け委託要領の一部改正、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を利用した申請に係る保管場所標章の郵送交付等、自動車関係業務に関連した情報について、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (3) 各単位会で管理する丁種会員名簿について、各単位会のホームページでできる限り名簿を公開するよう依頼するとともに、公開先のURLを本会で取りまとめ、会員サイトに一覧を掲載した。
- (4) （公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及びオリンピック放送機構（OBS）からの要請を受け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、海外から中継車両を輸入し使用する際の特殊車両通行許可や保安基準緩和等の手続について対応した。
- (5) 行政書士によるOSS利用率向上のため、東京・大阪の2会場でOSS実務者説明会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に延期した。

2 電子申請に係る具体的対応

- (1) 国土交通省によるOSSの全国展開について、対象地域及び対象手続が拡大していくことを受けて、引き続き「OSSを代理する行政書士」のイメージを自動車ユーザーである国民により一層浸透させる必要があるとして平成25年度に開始した「日行連自動車登録OSSセンター支所」看板の有償配付を継続し、全国から申込みのあった自動車登録業務及び車庫証明業務に精通している行政書士事務所に送付した（令和4年3月31日現在988名）。
- (2) OSS利用促進のため、自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会と連携して国土交通省と継続的に協議を行った。また、国土交通省より依頼を受け、引っ越しのワ

ンストップサービスによる車検証郵送交付、OSS 利用促進に向けたアンケートについて対応した。

3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省自動車局自動車情報課、旅客課、貨物課、道路局道路交通管理課車両通行対策室、総合政策局物流政策課物流産業室、警察庁交通局交通規制課、(公財)自動車情報利活用促進協会を訪問し、関係業務について意見交換を行い、良好な関係の維持に努めるとともに、行政書士の活用を求めた。
- (2) 令和5年1月から開始される自動車検査証の電子化と自動車検査証のICチップに記載された情報の書き換えに関する記録等事務代行制度について、早い段階から国土交通省からのヒアリングに対応し、実務的な観点から意見提供、要望を行い、決定事項については随時説明を受け意見交換を行った。
- (3) 警察庁交通局交通規制課と保管場所標章の郵送交付について協議を行った。郵送交付のための通達改正にあたり、実務を行ううえでの懸念事項を協議し、具体的な周知協力方法について検討した。

<建設・環境部門>

1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」及び「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」に出席した。
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課と建設業許可・経営事項審査の電子申請化に関する意見交換を実施した。また、行政書士の代理申請のためのユーザー認証方法について協議を行ったうえで、電子申請における適正な手続きを担保するための要望書を同課へ提出した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関連した建設業関係の国土交通省関連通知について、各単位会に周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (4) 国土交通省より、適正な価格による工事発注、建設業法令遵守ガイドラインの一部改正、建設業退職金共済制度の適正履行の確保等についての周知依頼があったことを受け、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (5) 建設業法施行規則の改正に伴い、監理技術者講習の有効期間の取扱いが変更となったが、経営事項審査の審査基準が変更されていないことにより、監理技術者として配置可能な期間と経営事項審査の加点可能な期間に差異が生じ、各都道府県で取扱いが異なっていたことから、注意喚起のため各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (6) 国土交通省より、宅地建物取引業免許等の申請手続きについて、申請者及び免許行政庁の事務負担の軽減を図るべく、宅地建物取引業免許等の申請手続きの電子化に向けた調査・検討の実施に係るアンケートへの協力があつたことを受け、各単位会宛てに協力依頼を行った。
- (7) 国土交通省不動産・建設経済局不動産課から依頼を受け、宅地建物取引業免許等の申請手続きの電子化に関してのヒアリング対応を行った。
- (8) (一財)建設業振興基金と「建設キャリアアップシステム(CCUS)」に関して協議を重ねた結果、令和4年2月より建設キャリアアップシステムの代行申請が行政書士にも認められることについて、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。また、行政書

士の CCUS 認定アドバイザーの育成を目的とし、同基金と連携を図り、行政書士のみを対象とした枠を設け、CCUS 認定アドバイザー認定講習受講者の推薦について各単位会に協力依頼を行った。さらに、同基金が実施した建設キャリアアップシステム認定登録機関の公募に際しては、関係する単位会を対象として、積極的に応募するよう協力依頼を行った。

- (9) 全国建設労働組合総連合と社会保険未加入問題や建設キャリアアップシステム、CCUS 代行申請に関する意見交換を行った。
- (10) (一財) 持続性推進機構を訪問し、エコアクション 21 の制度に関する打合せを実施するとともに、エコアクション 21 に関する書類作成ソフトについて意見交換を行った。
- (11) 山口壯環境大臣を表敬訪問し、環境分野における行政書士の活用を要望した。
- (12) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課、不動産業課、建設市場整備課、環境省総合環境政策統括官環境経済課、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、環境省地球環境局地球温暖化対策課を訪問し、関係業務に関する意見交換を行うとともに、デジタル化についての情報提供を求め、行政書士の代理申請の仕組みの構築等を要望した。

2 電子申請への対応、新規業務獲得に向けた実務研究

- (1) 国土交通省不動産・建設経済局の青木由行局長、同局建設業課の藤井裕士建設業政策企画官を講師に迎え、ワイズ公共データシステム株式会社と共催で「建設業セミナー2021」をオンライン配信にて開催し、全国2,000名を超える行政書士・建設業者等が聴講した。また、セミナーの内容を記載した報告冊子を作成し、各単位会、各都道府県庁、関係団体等へ配付した。
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局国際市場課からの依頼を受け、「緊急講演『水際対策強化に係る新たな措置(19)に基づく建設・不動産分野での申請について』」と題したオンラインセミナーを実施し、全国約400名の行政書士・建設業者等が聴講した。
- (3) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課の鎌原宜文課長を講師に迎え、(一財)建設業情報管理センターと共催で「建設業行政をめぐる最近の話題」と題したオンラインセミナーを開催し、全国1,800名を超える行政書士・建設業者等が聴講した。
- (4) 行政書士のCCUS代行申請が可能となったことを受けて、(一財)建設業振興基金と連携し、行政書士限定で「建設キャリアアップシステム代行申請セミナー」と題したオンラインセミナーを開催し、1,500名を超える行政書士が聴講した。また、同セミナーの内容を、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (5) パブリックコメント「建設業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」、「『建設業許可事務ガイドラインについて』及び『国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について』の改正案に関する意見」、「建設業法施行令第36条第1項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の改正案に関する意見募集について」、「建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類の一部を改正する告示案に関する意見募集について」、「『賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方』等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について」について、意見提出を行った。
- (6) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、建設業財務諸表について解説した「建設業財務諸表の見方、考え方、作り方」を作成し、中央研修所研修サイトに

登載した。

- (7) 全国建設業担当者会議を開催し、CCUS 代行申請や建設業許可・経営事項審査の電子化等についての講演を行った後、意見交換を行った。担当者会議の開催に先立ち、各単位会に対して、令和5年1月の建設業許可・経営事項審査の電子化の運用開始に向けた各都道府県の対応状況に関するヒアリングの協力依頼を行った。

＜社労税務・生活衛生部門＞

1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 経済産業省産業保安グループ製品安全課より、製品安全4法の電子申請手続（保安ネット）の制度周知の依頼があったことから、記事の執筆を依頼し「月刊日本行政」R3.12月号（No.589）に掲載した。また、製品安全課及びシステム開発業者と打合せを行い、今後のシステム改修にあたって、行政書士の代理申請の仕組みの構築を要望した。
- (2) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課を訪問し、社会福祉法人制度に関して意見交換を行うとともに、令和4年度から新たにスタートする社会福祉連携推進法人制度に関する記事の執筆を依頼し「月刊日本行政」に掲載すべく調整した。
- (3) 厚生労働省の渡辺由美子大臣官房長を訪問し、厚生労働分野における行政書士の取組みを紹介するとともに、行政書士の更なる活用について要望した。
- (4) 環境省動物愛護管理室と、令和4年6月から開始される犬猫マイクロチップの登録制度について協議を行い、環境省が構築した申請フローの問題点を指摘したうえで、行政書士法の遵守及び行政書士の代理申請の仕組みの構築を要望した。あわせて、指定登録機関となっている（公社）日本獣医師会と打合せを行い、行政書士法の遵守を要請した。
- (5) 総務省消防庁予防課、警察庁生活安全課、警察庁保安課、観光庁観光産業課民泊業務適正化推進室、観光庁旅行振興担当参事官室、厚生労働省医政局医療経営支援課、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課HACCP推進室、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省子ども家庭局保育課、内閣府共助社会づくり推進担当、内閣府公益認定等委員会事務局、内閣府子ども・子育て本部、国税庁酒税課、金融庁証券課、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課、中小企業庁経営支援部経営支援課、文化庁宗務課を訪問し、関係業務に関する意見交換を行うとともに、デジタル化についての情報提供を求め、行政書士の代理申請の仕組みの構築等を要望した。

2 業務の実務研究

- (1) 令和2年6月1日の改正食品衛生法施行によるHACCP制度化のため、すべての飲食店にHACCPの導入が法的義務（1年間の経過措置あり）となったことを受けて、本制度への理解を深めるため、各単位会でHACCPに関する研修会等を実施する際に、専門員を紹介すべく各単位会に文書を発信した。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）の改正により、令和3年8月1日から地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が始まったことを受けて、本制度への理解を深めるため、各単位会で薬機法に関する研修会等を実施する際に、専門員を紹介すべく各単位会に文書を発信した。
- (3) 総務省消防庁の協力により、オンライン配信によるセミナー「消防法セミナー」を開催し、

消防法令関係の届出や行政書士業務における注意事項などを周知して、会員の能力担保に努めた。また、令和4年3月31日までYouTubeにアーカイブ動画を公開するとともに、内部講師が講演した第二部講演については、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。

- (4) パブリックコメント「医療法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集について」について、意見提出を行った。
- (5) 京都府行政書士会より、行政書士が社会保険労務士法第2条第一号の2の事務を行うことについて照会があったことから対応を検討し、「意見の照会について（回答）」（令和4年3月14日付・日行連発第1837号）として回答した。

3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

社労業務取扱証明書の発行について、「月刊日本行政」R3.9月号（No. 586）で周知し、希望会員に対して証明書を発行し、各単位会を通じて配付した。

<農地・土地利用部門>

1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究

- (1) 農林水産省の協力により、オンライン配信によるセミナー「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）に関するセミナー」を開催し、農林水産省共通申請サービスの概要や代理申請の仕組み等について、農林水産省の担当者から講義いただいたうえで、質疑応答を行い、会員の知識習得・能力担保に努めた。また、同セミナーの内容を、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。
- (2) 農地法・都市計画法関係業務担当者会議を開催し、国土交通省の担当者より、都市再生特別措置法・都市計画法の改正について概要を説明いただいたうえで、質疑応答・意見交換を行った。
- (3) 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課公共用地室より、地方公共団体が所有者不明土地の所有者の探索や所有者不明土地問題を解決するため外部にアウトソーシングする方法などをまとめた「官民連携ガイドライン」作成のため、地方公共団体と士業団体等との連携の実態についての調査依頼があったことから、各単位会宛てにアンケートへの協力依頼を行った。また、「官民連携ガイドライン」案の確認依頼があったことから、これに対応した。
- (4) 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課より、国土利用計画法に基づく事後届出制について周知依頼があったことから、各単位会宛てに周知した。
- (5) パブリックコメント「農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について」、「農地法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について」について、意見提出を行った。

2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 農林水産省経営局農地政策課、経営政策課、就農・女性課と、農地所有適格法人設立要件の緩和、農業経営相談所の拡充、外国人の農地取得、押印廃止に伴うなりすまし防止等について意見交換を行った。
- (2) 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課と、農地法施行規則第29条に係る規制見直し、農地転用手続の運用のばらつき、申請時の添付書類の削減等について意見交換を行った。

- (3) 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課及び厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課と、食品衛生法の改正によるHACCPの義務化が農家に与える影響について意見交換を行った。
- (4) 国土交通省住宅局市街地建築課と、建築基準法第43条第2項第二号のみなし道路に関して意見交換を行った。
- (5) 国土交通省都市局都市計画課と、都市再生特別措置法、都市計画法の改正に関して意見交換を行った。
- (6) (一社)全国農業会議所を訪問し、農業委員会と行政書士との関係性について意見交換を行った。
- (7) 国土交通省住宅局と、令和4年4月から開始されるマンション管理計画認定制度について協議を行い、国土交通省が構築した電子申請システムの問題点を指摘したうえで、行政書士法の遵守及び行政書士の代理申請の仕組みの構築を要望した。あわせて、今後も継続して関係者間の協議の場を設けるよう要望した。

【法務業務部】

<部全体>

1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

- (1) 金融機関や各種団体との連携について検討した。また、各単位会が地元金融機関との連携を推進する際の参考資料として令和2年度に作成した金融機関協定書等ひな形を関係部署との意見調整を踏まえて検討した。
- (2) 日本公証人連合会を訪問し、任意後見契約、電子確定日付の利用普及等に関して公正証書の活用について協議した。その結果、依頼者に説明するとき等の参考資料となるよう、会員に対する公証役場の周知のため「公証人に聞く！教えてミネルヴァくん」記事を「月刊日本行政」R4.1月号（No. 590）から連載開始した。

また、日本公証人連合会より依頼を受け、公証事務運用の改定に伴う嘱託人作成の文書の一部への押印廃止、郵送による執行文付与申請及び正謄本の交付申請が可能となること及びクレジットカード決済導入について、会員サイトにて周知した。
- (3) 従前作成された「相談業務マニュアル」について確認し、新入会員等にとって有用な資料になり得るよう令和4年度において加筆修正を検討することとした。
- (4) 所有者不明土地・空き家対策について会員へ働きかける契機として、「地域との共生をテーマ」としたビデオ・オン・デマンド研修コンテンツ「2031年「誰でも日本一」計画～地域との共生のススメ～」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。

<権利義務・事実証明部門>

1 改正法によりもたらされる行政書士業務に対する影響の精査とその対応

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて制度概要を会員に周知するため、民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属制度の創設に係る概要を法務省より講義いただき、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツを中央研修所研修サイトに登載した。

2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供

- (1) 令和2年度に実施した「交通事故業務の正しい推進に向けたアンケート」の調査結果を分析し、会員サイトに掲載して周知した。
- (2) 電子契約書等の民事法務分野におけるデジタル化について情報収集し、対応を協議した。
- (3) (公社)日本不動産学会において令和4年3月18日に実施されたシンポジウム「リバースモーゲージの新展開～現状と普及のための今後の課題～」を聴講した。
- (4) 離婚協議書作成に関連する共同養育計画書や離婚給付等契約公正証書の作成について、中野浩和弁護士を招聘して意見交換した。弁護士法第72条との整合性を含めて行政書士がどのように関与できるか引き続き検討することとした。
- (5) 群馬県行政書士会からの自賠責請求業務に関する照会について回答した。
- (6) 青森県行政書士会からの遺言執行者の業務遂行に関する照会について回答した。
- (7) 総務部からの職務上請求書の使用に係る照会に関して、事実証明に関する書類作成業務について回答した。

3 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信

- (1) 国土交通省より、地方整備局の連携協議会に参加する自治体職員向けビデオとして「所有者不明土地対策における行政書士の活用」について講演依頼があり、対応した。
- (2) 国土交通省が作成する「官民連携ガイドライン」(案)について確認し、検討した。
- (3) 全国空き家対策推進協議会へ引き続き有識者を派遣した。
- (4) オンラインで実施された全国空き家対策推進協議会の国づくりシンポジウム「水産増養殖と環境まちづくり」について会員サイトにて周知した。

<法務事務・成年後見部門>

1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究

- (1) 令和3年4月の理事会において承認された「日本行政書士会連合会が取り組む成年後見制度推進のための基本方針」に基づき、本会として今後どのように成年後見制度推進に取り組むべきかを協議した。まずは、当該基本方針を会員に周知するため、「月刊日本行政」R4.1月号(No. 590)に解説記事を掲載した。引き続き、計画実現のため取り組むとともに、更に具体的な行動指針を示すために内容を見直すべく、当該基本方針について継続して検討することとした。
- (2) 厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議について、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項(最終とりまとめ)」を確認した。当該基本計画に係るパブリックコメントについて、(一社)コスモス成年後見サポートセンター(以下「コスモス」という。)と連名で意見を提出した。
- (3) (一社)日本成年後見法学会主催の令和3年5月29日に実施された学術大会及び令和4年1月15日に実施されたシンポジウムを聴講した。
- (4) 令和4年3月3日に成年後見に関する全国担当者会議を開催し、各単位会より64名が参加した。厚生労働省成年後見制度利用促進室長を招き「第二期成年後見制度利用促進基本計画(案)について」の基調講演をいただいたほか、「単位会が成年後見に取り組む必要性について」について講義した後、意見交換を行った。また、後日、厚生労働省の基調講演を全会員が視聴でき

るよう YouTube にて期間限定で配信した。

(5) 過去に作成された高齢者支援パンフレット（行政書士サポートマップ）について、内容の見直しを行うため検討を行った。令和4年度に全体的に見直し、作成印刷のうえ、各単位会へ再度配付するよう予算化を図ることとした。

(6) 福島県行政書士会からの成年後見賠償責任補償制度の取扱いに関する照会について回答した。

2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

(1) 各単位会へ成年後見制度の利用促進に向けた協力を依頼するため、コスモス支部との協力関係について周知した。

(2) (公財) 日本財団において、遺言書作成等のお悩み別相談先の一覧資料が作成され、これに行政書士会及びコスモスが掲載された。あわせて、遺贈の寄付文化醸成活動に協力するため、当該資料を周知した。

(3) 事務所所在地で成年後見人等として登記することが認められるよう、コスモスにおいて実施したアンケート結果等を情報共有し、必要な対応を検討した。家庭裁判所へ事務所所在地の登録変更を希望する際には、事務所所在地履歴事項証明が必要となることから、これに対応する証明書の発行ができるよう、部門にて意見を取りまとめ、常任理事会を通じて登録委員会へ対応を提案した。

【国際・企業経營業務部】

＜国際部門＞

1 国際業務に関する調査研究

(1) 「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領案に対する意見募集」に関するパブリックコメントに対し、意見書を提出した。

(2) 駐日本国大韓民国大使館領事部と情報交換を行い、家族関係登録簿等申請等に関する手続上の留意事項について、「月刊日本行政」R3.11月号（No.588）に掲載し、周知を図った。

(3) 建設特定技能受入計画オンライン申請における委任状について、国土交通省と協議し、委任の範囲を明確化し、行政書士登録番号記載欄、事務担当者欄等を設定した推奨様式を作成し、「月刊日本行政」R3.12月号（No.589）に掲載して周知を図った。

(4) 関東地方協議会からの要請を受け、令和4年1月28日に国際業務に関する意見交換会を開催し、情報交換及び意見交換等を行った。

(5) 国際業務に関するセミナー「特定技能及び技能実習に係る業務遂行上の留意点～今後の制度改革の方向性も見据えて～」を企画・開催するとともに、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。

(6) 厚生労働省のホームページ上に掲載された「水際対策強化に係る新たな措置（19）」において、①「法人以外の受入責任者に係る業所管省庁が定める要件」に行政書士の記載がない点、②受入責任者が行う当該申請について、第三者が業として書類を作成することは行政書士法に抵触することの記載がない点について、総務省へ記載を求める要望を行った。その結果、「水際対策強化に係る新たな措置（27）」において、①については「行政書士」が記載され、②については第三者による代行に関し、「行政書士（法人）でない者が有償で申請手続を代行すること

は、行政書士法に抵触するおそれがあるので、ご注意ください。」との表示がなされた。

- (7) 令和4年3月10日に全国国際業務担当者会議を開催し、各単位会での取組み事例や各種団体との連携状況等について、情報交換、意見交換を行った。
- (8) (独)日本貿易振興機構(JETRO)からの要請を受け、引き続き外国人受入インターンシップ事業へ委員派遣を行った。
- (9) 金融庁から国際金融センターの実現に向けた協力依頼に基づき、引き続き外国人の法人設立・在留資格取得等を支援することができる「外国語対応可能な行政書士」を集約し、金融庁へリストを提出した。
- (10) 在留手続のオンライン申請に関する令和4年3月からの変更点について、出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課に解説の寄稿を依頼し、「月刊日本行政」R4.4月号(No.593)に掲載する予定で調整した。
- (11) ロシアによるウクライナ侵攻に伴うウクライナ避難民等の支援に向け、本部組織を立ち上げた。

＜知的財産部門＞

1 知的財産業務に関する調査研究

- (1) 著作権法改正の動向や知的財産分野に関する施策の展開状況等を調査するため、文化審議会・首相官邸知的財産戦略本部関連会議等を傍聴し(Web)、情報収集を行った。
- (2) 不正商品対策協議会(ACA)に出席し、知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた普及啓発と共に、行政書士業務に関する広報活動を行った。
- (3) 「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン(案)」、「「簡素で一元的な権利処理」の在り方に関する意見募集」、「「民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理(案)」及び「独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する報告書(案)」」等の各種パブリックコメントについて、意見書を提出した。
- (4) 政府施策「知財創造教育推進コンソーシアム」に委員派遣を行い、意見発信を行った。
- (5) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、地理的表示(GI)法や種苗法における農水分野の知的財産業務について、農林水産省から講師を招聘し、「農林水産分野種苗法及びGI法概論」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (6) 農林水産省により設立された、①GI制度の認知度向上、②GI登録製品の販路拡大及び販売促進、③GI登録製品の侵害対策等を活動目的としたGI登録団体の全国組織「日本地理的表示協議会」への参画を行った。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により見送られていた関係省庁及び関係団体を訪問し情報共有や意見交換を行った。
- (8) 農林水産省輸出・国際局へ農水分野に精通した行政書士の任期職員の派遣を行った。
- (9) 文化庁がオブザーバーとなり権利者団体により事業活動している「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業」に協力した。令和3年度も引き続き裁定申請の利用円滑化の実現に向けた課題整理や当該業務に関する研究を行った。
- (10) 令和4年3月14日に全国知的財産業務担当者会議を開催し、「著作権教育分野」及び「農水

知財分野」等についての情報共有や事例紹介、意見交換等を行った。

2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応

- (1) コロナ禍の研修対応を踏まえ、引き続き著作権相談員養成研修のビデオ・オン・デマンドでの受講、効果測定問題の整理及び新規作成を行い、中央研修所研修サイトに登載した。
- (2) 著作権相談員名簿(6,065名)を集約し、文化庁、(公社)著作権情報センター、(一財)ソフトウェア情報センターへ提出した。あわせて、新規著作権相談員に対し、著作権相談員カードを発行し、配付した。
- (3) より多くの会員による著作権相談員養成研修の受講を目指し、通年で受講できる実施スケジュールに見直しを行った。

3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデル事業案の検討

(大) 山口大学、(一社)コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)と締結した協定(「著作権の普及啓発に係る包括連携協力に関する協定」)のもと立ち上げた著作権教育Eネットワークの活動において作成した教材を用いた著作権教育伝道師による模擬授業等を通じ、教材のブラッシュアップを行った。また、令和4年度に向けた今後の課題の整理などを行った。

<企業支援部門>

1 中小企業支援(知的資産経営支援業務)等の調査研究

- (1) 総務省からの協力依頼を受け単位会に発信した「新型コロナウイルス感染症対応のための相談窓口設置について(依頼)」(令和2年4月9日付・日行連発第40号)を始め、単位会への各協力要請等を通じ、引き続き行政書士のコロナ禍における中小企業等支援体制の構築に取り組んだ。
- (2) 総務省、観光庁、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省へ行政書士法の遵守と行政書士の支援状況、行政書士の活用について申入れを行った。また、継続的な協議を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業者への影響やその政府施策について情報収集・関係強化を行った。
- (3) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、実務に精通した行政書士会員を講師に「事業再構築補助金」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (4) 中小企業庁より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金・月次支援金及び事業復活支援金」制度による「登録確認機関」の協力要請があり、各単位会に協力依頼を行い、対応を図った。
- (5) (一社)全国生活衛生同業組合中央会より、生活衛生関係営業に従事する事業者に対し、中小企業庁所管の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金・月次支援金及び事業復活支援金」等や各都道府県独自の各種給付金等に関し相談、申請補助等に関する支援要請があり、各単位会に協力依頼を行い、対応を図った。
- (6) (株)日本政策金融公庫と連携し、中小企業・小規模事業者向け補助金情報チラシ作成、事業者向けメールマガジンのコンテンツ作成等を行った。
- (7) 令和4年3月1日に全国企業支援業務担当者会議を開催し、「各種補助金・助成金への対応」や「金融機関・各種団体との連携」等における各単位会での取組み事例等について、情報交換、意見交換を行った。

【登録委員会】

1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導

- (1) 必要に応じて法令、会則、規則及び事務処理要領の適用や他士業の事例等を調査研究し、滞りなく統一的な登録事務がなされるよう、各単位会に対し指導及び協力要請を行った。
- (2) 特定行政書士法定研修修了者について、行政書士名簿に特定行政書士である旨の付記を行い、あわせて新たな行政書士証票の発行対応を図った。
- (3) 総務省と連携を図り、課題について対応を図った。
- (4) 行政書士法の一部改正（令和元年法律第 61 号、令和元年 12 月 4 日公布、令和 3 年 6 月 4 日施行）に伴い、行政書士会員管理システムに所要の改修を行う等の対応を図った。
- (5) 行政書士会員管理システムについて、機能向上を目指した改修を図った。

2 登録申請書類の審査

- (1) 全体委員会を 3 回、小委員会（審査）を 21 回開催し、各申請書類の審査を厳格適正に行った。

審査・処理件数は、次のとおりである。

(参考)

令和 3 年度

・新規登録	2,687 件
法第 2 条第 1 号該当：	1,863 件
第 2 号該当：	6 件
第 3 号該当：	8 件
第 4 号該当：	32 件
第 5 号該当：	361 件
第 6 号該当：	417 件
・変更登録	3,738 件
・登録抹消	1,881 件
廃業：	1,576 件
死亡：	288 件
法第 2 条の 2 旧第 2 号該当：	0 件
法第 2 条の 2 第 2 号	
(旧同条第 3 号) 該当：	6 件
法第 2 条の 2 第 3 号	
(旧同条第 4 号) 該当：	8 件
法第 2 条の 2 第 4 号	
(旧同条第 5 号) 該当：	0 件
法第 2 条の 2 第 6 号	
(旧同条第 7 号) 該当：	0 件
法第 2 条の 2 第 7 号	
(旧同条第 8 号) 該当：	0 件
法第 7 条第 1 項第 4 号該当：	0 件
法第 7 条第 2 項該当：	3 件

令和 2 年度

・新規登録	2,623 件
法第 2 条第 1 号該当：	1,743 件
第 2 号該当：	3 件
第 3 号該当：	10 件
第 4 号該当：	51 件
第 5 号該当：	411 件
第 6 号該当：	405 件
・変更登録	3,327 件
・登録抹消	1,782 件
廃業：	1,480 件
死亡：	295 件
法第 2 条の 2 第 2 号該当：	1 件
法第 2 条の 2 第 3 号該当：	2 件
法第 2 条の 2 第 4 号該当：	0 件
法第 2 条の 2 第 5 号該当：	0 件
法第 2 条の 2 第 7 号該当：	1 件
法第 2 条の 2 第 8 号該当：	0 件
法第 7 条第 1 項第 4 号該当：	0 件
法第 7 条第 2 項該当：	3 件

・ 行政書士法人の成立届	193 件	・ 行政書士法人の成立届	67 件
・ 〃 変更届	573 件	・ 〃 変更届	417 件
・ 〃 合併届	0 件	・ 〃 合併届	0 件
・ 〃 入会届	31 件	・ 〃 入会届	24 件
・ 〃 退会届	14 件	・ 〃 退会届	16 件
・ 〃 解散届	5 件	・ 〃 解散届	11 件
・ 〃 清算終了届	4 件	・ 〃 清算終了届	7 件
・ 〃 継続届	0 件		

(2) 登録の適格性や申請内容に疑義のあるものについては、当該申請者に対し、経由単位会を通じて登録資格（行政書士法第2条第二号～第六号該当者）や業務形態（会則第61条に係る事項）等についての具体的事実の確認を行うとともに、単位会長の意見等も踏まえて公正な審査に努めた。

3 行政書士会員管理システムの再構築の検討

行政書士会員管理システムの再構築に向けた協議を開始した。

【申請取次行政書士管理委員会】

1 出入国管理手続の公正かつ円滑な実施への対応

- (1) 出入国在留管理庁長官を表敬訪問し、申請取次制度における行政書士の役割及び重要性を確認し、外国人との共生社会の実現に向けた申請取次行政書士の積極的な活用について要望した。
- (2) 出入国管理及び難民認定法等に関する運用実態について把握に努めた。また、出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課と入管法施行規則に関する解釈等についての協議を行う等、連携強化を図ったほか、委員会案件等課題事項の共有を促進した。
- (3) 国際・企業経營業務部国際部門との連携により、デジタル化に伴うオンライン申請における専門職としての行政書士の関わり方について関係各所と協議した。
- (4) 申請等取次業務に関して、行政書士が遵守すべき要項と出入国管理及び難民認定法の主な罰則規定について、いくつかの事例を通して解説した「入管業務に関する職務倫理（基礎編）」を作成し、中央研修所が実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。

2 委員会規則に係る調査及び対応

- (1) 「申請取次行政書士の届出に関する審査基準」について、出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課との意見交換等を重ね、諸課題の整理を行った。
- (2) 「申請取次行政書士の届出にかかる処分に対する異議申立手続規則」に基づく、会員からの異議申立案件について対応した。

3 申請取次制度の普及と充実

- (1) 中央研修所と連携し、入管業務を適正に行うための申請取次事務研修会（計2回）及び申請取次実務研修会（計4回）を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中央研修所研修サイトを利用したeラーニング形式で実施するとともに、引き続き令和2年度の集合形式の研修会中止に伴う理由書による更新措置を講じた。
- (2) 申請取次行政書士による適正な業務推進を徹底するため、研修内容の充実を図るとともに、

会員が講義内容をより深く理解できるよう、テキスト等の充実を図った。あわせて、入管業務を行う際に必要となる知識や考え方の修得に活用できるよう効果測定用設問集のより一層の充実を図るため、改訂作業を行った。

(3) (公財)入管協会を訪問し、研修資料等について情報収集を行った。

(4) 会員に対する申請等取次業務の利便に資するため、会員サイトに掲載している入国・在留審査要領の開示請求を行った。

4 各地方出入国在留管理局の訪問、申請取次責任者との連絡、調整

(1) 九州地方協議会との申請取次行政書士管理委員会責任者会議開催時にあわせて、管轄の福岡出入国在留管理局を訪問し、入管行政の現況等について意見交換を行うとともに、地方協議会に情報共有を行った。

(2) 各単位会における申請取次行政書士管理委員会の運営や申出手続等に関する課題点を共有し、意見・情報交換等を図ることを主な目的として、アンケートを実施した。また、地方協議会毎に申請取次行政書士管理委員会責任者会議の開催を計画し、九州地方協議会において開催した。そのほかの地方協議会については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせ、令和4年度の開催に向けた検討を行った。

5 申請取次行政書士管理委員会等（単位会）への助成

各単位会における申請取次行政書士管理委員会等の活動に向けた助成措置を行った。

【規制改革委員会】

1 規制改革等への対応

(1) 内閣府規制改革推進室が実施している規制改革・行政改革ホットラインの提案受付が再開されたことを受け、更新状況を注視し、行政書士への影響が大きい事案の有無を確認した。

(2) 内閣府規制改革推進会議のデジタルワーキング・グループの専門委員でもある立命館大学法学部の田中良弘教授を招聘し、「政府における規制改革及びデジタル・ガバメントの動向について」というテーマにて講演いただいた。あわせて、意見交換を行い、情報収集に努めた。

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

1 ADR 代理権の取得に向けた対応

(1) 法改正推進本部からの依頼に応じて、ADR 代理権の取得に係る行政書士法改正について問題点等を整理したうえ、改めて今後の対応を検討した。

(2) 認証取得済単位会に対して、ADR 分野別取扱件数等に関するアンケートを実施した。

2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催

令和4年2月14日に認証取得済単位会及び本会本部員による課題検討協議会をオンラインで開催し、ADR代理権について、ODRについて及び各ADRセンターの活性化に関しての工夫と課題等について意見交換・情報共有を行った。

3 日行連による ADR 調停人養成のためのプログラムと効果測定の策定

「調停スキルに関する研修（基礎編）」に関する効果測定問題・回答を作成し、認証取得済単位会に対して提供した。

4 単位会が実施する研修への対応及びビデオ・オン・デマンド研修コンテンツの利活用に係る検

討・改善

- (1) 中央研修所研修サイトに登載済みの ADR に関するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツについて、内容の見直しを行った。
- (2) ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「調停スキルに関する研修（基礎編）効果測定解説」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。

5 関係機関・団体との連携強化と情報分析

- (1) (一財) 日本 ADR 協会等の ADR 関係機関・学術団体主催のシンポジウム等に参加し、情報収集を図った。
- (2) 法務省の ODR 推進検討委員会にオブザーバーとして参加した。
- (3) 行政書士の行う ODR の可能性を探るため、模擬 ODR を複数回実施した。
- (4) 日本弁護士連合会担当者と ODR に関する意見交換を行った。

6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

- (1) 認証取得済単位会の対外的 PR 活動等について、令和 2 年度末時点で法務大臣の認証を取得している東京、愛知、京都、新潟、和歌山、岡山、神奈川、兵庫、埼玉、北海道、香川、山口、大阪、奈良、宮城、静岡、福岡、長野、三重の 19 単位会を対象として、支援・推進した。
- (2) 本会及び認証取得済単位会を対象とした ADR 業務過誤賠償責任保険の加入を継続し、一層の制度補完を図った。
- (3) 令和 2 年度からの継続事業として、「月刊日本行政」R3. 12 月号 (No. 589) まで、毎号、各 ADR センターの紹介記事を連載した。

【デジタル推進本部】

1 デジタル・ガバメントによる行政書士業務の現状把握と具体的な施策

令和 3 年 9 月に発足したデジタル庁を始め、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、厚生労働省、警察庁、国税庁、出入国在留管理庁等の関係府省庁に対し、行政書士業務に関するデジタル化の推進状況について現状把握を進めた。

2 行政書士会員管理システムの改修

行政書士会員管理システムにおける現状の課題点、問題点等の洗い出しを行い、改修に係る提案依頼書 (RFP) 作成等についてコンサルタント会社へ依頼すべく検討を行った。

3 関係省庁との連携によるマイナンバーカードの普及促進に関する協力事業

総務省よりマイナンバーカード代理申請事業を受託し、各単位会の協力を得て実施した。

4 日行連の DX (デジタル・トランスフォーメーション) 化とシステム構想の検討

日行連の DX 化検討に向け、現状の把握と課題点の抽出を進めるべく、複数のコンサルタント会社と協議を行い、アプローチ方法等の検討を行った。

【法改正推進本部】

1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

- (1) 「行政書士法改正項目表」を基に、行政書士法改正に関する現状を分析・問題点を整理し、各部・委員会等に意見聴取を行ったうえ、その結果を取りまとめた。
- (2) 各党政策ヒアリング等に参加し、誰一人取り残さないデジタル社会の実現及びコロナ禍の影響

響を受けた方への支援における行政書士の利活用について要望した。

(3) 行政書士制度に関する研究のため、学識者を構成員とする研究会の設置を検討した。

【大規模災害対策本部】

1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導

(1) 令和3年7月からの大雨による災害に対し、政府の対応や各単位会における被害状況を情報収集するとともに、本会ホームページで会長声明を掲載した。

(2) 令和3年8月11日からの大雨による災害、台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害、令和3年長野県茅野市において発生した土石流災害、令和4年1月22日に発生した大分県日向灘を震源とする地震、令和4年福島県沖を震源とする地震について、該当単位会に対し、被害状況の調査を行った。

(3) 上記災害の被災自治体及び被災者に対して各単位会が行った支援活動について支援金を支給し、被災会員が所属する単位会に見舞金を支給した。

2 大規模災害等への対応

大規模災害対策本部会議を開催し、各災害に対する具体的な支援活動の方向性を検討した。また、大規模災害等の対策に関する規則の一部改正案を策定し、改正した。

【選挙管理委員会】

1 会長選挙の執行

令和3年5月27日に会長選挙の告示を行い、5月31日の立候補届出締切日までに、2名の立候補の届出があった。6月14日開催の令和3年度定時総会において2名の候補者による選挙を執行した結果、常住 豊 会員（東京会）が当選し、委員長より同会員に対し当選証書を交付し、会長選挙を終了した。

2 会長選挙改善点に係る検討

令和3年度会長選挙における選挙管理委員会ホームページの設置・運営等を含めて、令和5年度会長選挙における実施形態について検討した。

【自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会】

1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集

(1) 軽自動車の新規検査 OSS について、国土交通省から行政書士法第19条の適用除外を求められている件について、登録車 OSS における諸問題が解決していない段階での適用除外は考えられないとして、行政書士法施行規則第20条改正反対を掲げ、継続して協議を行った。

(2) 上記の協議の場を通じて OSS 全般の利用促進に寄与すべく、許認可業務部とも連携しながら、令和2年度までの要望をもとに、継続して行政書士の利活用を国土交通省に求めた。

(3) 国土交通省同席の（一社）全国軽自動車協会連合会との軽自動車 OSS 普及推進に係る打合せに許認可業務部と合同で対応し、推進には行政書士法の遵守が必須である旨を改めて指摘した。

【改正行政書士法対応委員会】

1 特定行政書士制度の推進

- (1) 令和4年度特定行政書士法定研修の考査実施日や開催形態について検討を行った。研修を実施する中央研修所の意向を尊重しつつ、実態に即した適切な運用を依頼した。
- (2) 特定行政書士の会員が有志で作成する書籍「行政不服審査 答申・裁決事例集」を本会役員に配付し、特定行政書士資格の取得率向上を図った。

2 特定行政書士業務の調査研究

- (1) 平成30年度に作成した「特定行政書士業務ガイドライン [第2版]」の増刷を行い、令和3年度に特定行政書士法定研修の課程を修了した対象会員宛てに発送した。
- (2) (一財) 行政管理研究センター主催の行政不服審査法の改善に向けた検討のためのヒアリングに出席し、行政不服審査法についての意見を述べたうえ、情報収集を行った。
- (3) 特定行政書士制度に係る現状を把握し、事業執行の参考とするため、全会員を対象としたアンケートを実施した。
- (4) 令和4年2月10日に特定行政書士全国担当者会議を開催し、事例紹介を含むパネルディスカッションや各单位会相互の共通理解促進を図るための意見交換を行った。

3 PR活動の推進

- (1) 特定行政書士に係る認知度向上の施策の一つとして、特定行政書士徽章を作成することとし、サンプルを作成のうえ、日本行政書士会連合会徽章等規則の改正案を検討した。
- (2) 行政不服審査会の委員や審理員への積極的な特定行政書士登用のため、特定行政書士名簿を作成するとともに、総務省への働きかけを行った。

【法教育推進委員会】

1 法教育事業の調査研究

- (1) 調布市立中央図書館にて、小学4・5年生を対象に「ペットボトルのラベルのひみつ」をテーマに16名の参加者のもと、セミナーを開催した。また、戸田市立図書館上戸田分館を訪問し、図書館との連携に関する意見交換を行った。
- (2) 埼玉県立飯能高校と意見交換を行い、成年年齢引き下げや高校生が関心のあるトラブルを題材とした法教育授業の実施に向けた準備及び学校図書館との連携を進めた。
- (3) 法と教育学会主催の第12回学術大会にて、法教育実践報告「公共図書館における子ども向け法務ミニセミナー」をテーマに自由研究発表を行った。

2 単位会における法教育取組み状況等の集約・分析

各单位会の法教育の取組み事例を「月刊日本行政」に随時掲載し紹介した。

3 単位会における法教育事業実施への支援

- (1) 法教育の実施報告（準備、検討含む。）を受けた単位会に対し助成措置を行った。
- (2) 各单位会が実施する法教育事業に対する支援として設置された法教育相談窓口に3件の相談を受け付け、対応を図った。
- (3) 宮城県行政書士会から会員向けの法教育研修に係る講師依頼を受けて対応を図った。
- (4) 令和4年3月29日に全国法教育担当者会議を開催した。事前に実施した各单位会における法教育事業への取組み・推進状況等についてのアンケートを基に、事例紹介や意見交換等を行

った。

4 法教育事業の普及啓発

各単位会の法教育現場にて活用できるよう、朝日新聞社発刊の「おしごと年鑑2021」に協賛し「行政書士は、どんな場面で活躍するの？」を掲載した。

【暴力団等排除対策委員会】

1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進

- (1) 活動理念（案）を策定し、常任理事会にて承認された。
- (2) 会員が業務を遂行するうえで、自身や自身のクライアントが反社会的勢力に巻き込まれたり、第三者を介して利用されないための予防法務を目的とした講義を収録し、中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。
- (3) 暴力団等排除対策委員会設置状況を調査し、委員会未設置単位会に対し、同委員会を設置するよう働きかけた。41 単位会に暴力団等排除委員会設置済み、5 単位会が令和 4 年度設置に向け準備中であることを確認した。

2 関係団体等との連携強化、情報収集

全国暴力追放運動推進センターとの連携を図った。

【権利擁護推進委員会】

1 基本理念・活動方針の周知

権利擁護に係る基本理念及び委員会の活動方針を策定し、理事会承認を得た。あわせて、「月刊日本行政」R4.1月号（No.590）に掲載した。

2 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT 等の権利擁護の調査・研究

- (1) 令和 3 年 9 月 18 日・29 日の（公財）日本財団主催のセミナー「外国ルーツの人々の「今」とニッポンにおける共生社会を考える」を聴講した。
- (2) 令和 3 年 12 月 11 日の司法アクセス学会第 15 回学術大会にパネリストとして参加した。当日の内容については「月刊日本行政」R4.4月号（No.593）に掲載する予定で調整した。

3 権利擁護活動の対外的な PR

- (1) 令和 4 年 3 月 8 日に「行政書士による権利擁護公開セミナー『外国人との共生社会の形成のために』～行政書士は、多文化共生社会づくりのパートナー～」と題したオンラインセミナーを実施した。あわせて、セミナーの内容を中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。
- (2) 新規ユキマサくんイラスト（権利まもり隊ユキマサくん）を作成し、各単位会・会員が活用できるよう、会員サイトにてイラストデータの提供を行った。
- (3) 権利擁護推進に関するパンフレットを作成し、各単位会に配付した。

【行政書士制度調査室】

1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応及び制度に関する政策研究

- (1) 「デジタル化の推進」と「コロナ支援」をキーワードにした各党行政書士制度推進議員連盟

及び議員懇話会への要望書を、担当部署と連携して策定した。また、担当部署と連携して情報共有・戦略立案等を横断的に実行した。

- (2) 行政手続のデジタル化に関して、行政書士が関与する手続の添付書類がどこまで簡素化でき、また、書類の真正性担保が図れるかなどの分析作業を行うため、行政手続デジタル化評価シートを作成し、各個別業務に関するサンプリング収集を展開した。
- (3) サンプリングとして完成した行政手続デジタル化評価シートを、デジタル庁等の関係省庁への提案ツールとして活用し、各行政手続のデジタル化に関するアプローチを展開した。
- (4) デジタル臨時行政調査会と規制改革推進室から依頼があった「デジタル化を阻害する規制に関するアンケート」について、各デジタル原則に基づく該当手続を抽出し回答を提出するなど、関係部署と連携した総合的な対応を図った。
- (5) 国のパブリックコメントに提出する各部・委員会等からの意見書の内容を精査するなど、パブリックコメントの目的や趣旨に沿った意見書に整える作業を実行した。

2 業実問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積及び整理等の業務情報の共有化

- (1) 「条解行政書士法（第一分冊）」の改訂版を作成し、発行した。あわせて、「条解行政書士法（第二分冊）」についても、作業部会を複数回開催し、執筆対応を展開した。
- (2) 雇用行政書士について、過去の文献や解説記事等を収集し、調査研究を図った。

3 国等への行政書士利活用の政策提言の発信及び規制改革・行政改革に関連する政策提言の作成

- (1) 「デジタル」、「許認可業務」、「市民法務」、「国際」の各分科会を設置し、各分野における政策提言を策定するため、情報収集から提言項目等について検討を図った。
- (2) 内閣府規制改革推進室が実施した規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に対し、意見書を整備し提出した。

【中央研修所】

1 会則第 62 条の 3 第 1 項第一号研修の実施

(1) 基礎研修の実施

①コンプライアンス研修

中央研修所研修サイトに登載中の「行政書士コンプライアンス研修「職業倫理」」について再収録を行い、研修コンテンツとして登載した。

②行政書士のための基礎法律研修

隣接法律専門職種である行政書士に求められる基本法に対する知識拡充のため、刑事訴訟法を取り上げ、「行政書士のための刑事訴訟法」として（株）法学館／伊藤塾より講師を招聘し、講義収録を行い、中央研修所研修サイトに研修コンテンツとして登載した。

(2) 業務研修の実施

①法定業務研修

法定業務研修について、1単位会からの認定申請があり、審査を経て認定を行った。また、当該研修実施後の各単位会からの申請に基づき、修了証書を発行した。

②申請取次関係研修

申請取次行政書士管理委員会と連携し、申請取次関係研修会を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響により中央研修所研修サイトを利用したeラーニング形式で、次のとおり

実施した。

＜申請取次事務研修会＞

令和3年6月15日～6月29日 808名受講

令和3年12月21日～令和4年1月4日 689名受講

＜申請取次実務研修会＞

令和3年4月7日～4月21日 770名受講

令和3年8月17日～8月31日 961名受講

令和3年10月19日～11月2日 960名受講

令和4年2月4日～2月18日 990名受講

③業務関係研修

許認可業務部、法務業務部、国際・企業経營業務部、申請取次行政書士管理委員会からの研修企画を受け、収録した講義を中央研修所研修サイトに研修コンテンツとして登載した（詳細は後述）。

また、許認可業務部及び国際・企業経營業務部と連携し、次のとおりオンラインセミナーを開催した。

＜建設業セミナー2021＞

開催日時：令和3年4月12日

講演：「建設産業立て直しの主な経緯と今後の展望」

講師：国土交通省不動産・建設経済局長 青木由行氏

講演：「改正建設業法の施行をはじめとした建設業を巡る最近の状況」

講師：国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業政策企画官 藤井裕士氏

受講申込者数：2,435名

＜農林水産省共通申請サービス（eMAFF）に関するセミナー＞

開催日時：令和3年12月13日

講師：農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ課長補佐 畠山暖央氏

受講申込者数：1,179名

＜消防法セミナー＞

開催日時：令和4年2月1日

講演：「火災予防行政について」

講師：総務省消防庁予防課違反処理対策官 金子洋氏

講演：「行政書士業務における消防法に関する注意事項」

講師：許認可業務部社労税務・生活衛生部門部員

講演：「福祉事業における消防法 行政書士業務を行う際のポイント」

講師：許認可業務部社労税務・生活衛生部門専門員

受講申込者数：946名

＜特定技能及び技能実習に係る業務遂行上の留意点～今後の制度改革の方向性も見据えて～＞

開催日時：令和4年2月21日

講師：山脇康嗣弁護士

受講申込者数：988名

<特殊車両通行許可制度の現状と新制度創設について>

開催日時：令和4年3月3日

講義：「特殊車両通行許可オンライン申請について」

講師：神奈川県行政書士会 佐々木三徳会員

講義：「新たな特殊車両通行確認制度について」

講師：国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室課長補佐 田中完秀氏

受講申込者数：647名

④特定行政書士プレ研修

「特定行政書士法定研修」へのステップともなる「特定行政書士プレ研修」として、中央研修所研修サイトに研修コンテンツとして次の講座を継続登載した（講師の役職は収録当時のもの）。

「行政手続法」講師：山田洋教授（一橋大学大学院）

「行政不服審査法」講師：橋本博之教授（慶應義塾大学大学院）

「行政事件訴訟法」講師：白藤博行教授（専修大学）

「要件事実」講師：藤代浩則教授（専修大学法科大学院・弁護士）

⑤特定行政書士ブラッシュアップ研修

特定行政書士が、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務について、円滑に遂行するために必要な知識、特に行政法について継続的な能力担保を行うとともに法律的思考の醸成を目的に、橋本博之教授（慶應義塾大学大学院）監修のもと、収録した講義を中央研修所研修サイトに研修コンテンツとして登載した。

テーマ：「押さえておきたい国家賠償請求制度の概略と実務」

「『行政規則』への向き合い方」

講師：水野泰孝弁護士

（3）政策研修の実施

①政策関係研修

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部、暴力団等排除対策委員会、権利擁護推進委員会の企画を受けて、収録した講義を中央研修所研修サイトに研修コンテンツとして登載した（詳細は後述）。

また、権利擁護推進委員会と連携し、次のとおりオンラインセミナーを開催した。

<行政書士による権利擁護公開セミナー『外国人との共生社会の形成のために』～行政書士は、多文化共生社会づくりのパートナー～>

開催日時：令和4年3月8日

講演：「第1部 基調講演『多文化共生社会の形成に向けて』」

講師：山脇啓造教授（明治大学）

講演：「第2部 トークセッション」

講師：山脇啓造教授（明治大学）

東京都行政書士会 林幹会員

権利擁護推進委員会委員2名

受講申込者数：468名

②司法研修

専修大学大学院の協力を得て、科目等履修生として単位を取得できる司法研修を次のとおり実施した。

科 目：法律学応用特論「行政救済法」

担当講師：白藤博行教授（専修大学）

受講者：11名

また、令和4年度も引き続き、同学と提携して法律学法要持論「改正民法及び改正家族法関連」をテーマに司法研修を実施することとし、「月刊日本行政」R4.2月号（No.591）、R4.3月号（No.592）及び本会ホームページに募集案内を掲載し、会員に周知した。

さらに、各地方における専門人材育成の機会を提供すべく、単位会に委託して各地の大学院との提携を推進した。近隣単位会会員の受講を受け入れる司法研修の開催に関しては、受講者を募るための媒体として「月刊日本行政」の活用を促すとともに、窓口単位会に対して「広域講座開設助成金」を支給し、支援を行った。

③能力担保研修（特別研修）

中央研修所研修サイトに研修コンテンツとして次の講座を継続登載した（講師の役職は収録当時のもの）。

「行政不服審査法実務講座」（全12講座）講師：井上隆彦氏（総務省行政管理局元副管理官）

④新規業務等に対応する研修

許認可業務部、法務業務部及び国際・企業経營業務部からの企画を受け、講義の収録を行い、中央研修所研修サイトに研修コンテンツとして登載した。（詳細は後述）

2 会則第62条の3第1項第二号研修の実施

特定行政書士法定研修の実施

行政書士法第1条の3第2項に基づき、特定行政書士になるために必要となる法定研修を実施した。詳細は以下のとおり。

①募集

「月刊日本行政」及び本会ホームページに、特定行政書士法定研修募集要項を掲載して受講者の募集を行った。令和3年4月1日から6月18日までの受講申込期間中に681名の申込みがあった。

②講義の実施

全18講義について、令和3年8月2日から9月17日までの間に、中央研修所研修サイトを利用したeラーニング形式で実施した。科目及び担当講師は以下のとおり（役職は収録当時のもの）。

「行政法総論」講師：米丸恒治教授（専修大学法科大学院）

「行政手続法」講師：田村達久教授（早稲田大学法学学術院）、総務省行政管理局副管理官

「行政不服審査法」講師：橋本博之教授（慶應義塾大学大学院）、総務省行政管理局企画官・副管理官

「要件事実・事実認定論」講師：長谷川卓也・鈴木道夫・中西和幸・加本亘各弁護士

「特定行政書士の倫理」講師：奥国範・齋藤義浩各弁護士

「総まとめ」講師：山田洋教授（獨協大学）

③ 考査の実施

考査問題は、四肢択一式全30問とし、その内訳は行政法分野20問、要件事実論・事実認定論、特定行政書士の倫理及び総まとめ10問とした。

考査は、各単位会の運営協力のもと、各単位会が指定する会場に集合して実施した。10月17日の考査は、考査受験資格を満たしている575名が受験し、受験者の67.8%にあたる390名が修了した（修了日は令和3年11月17日）。

3 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善

（1）ビデオ・オン・デマンド研修システムによる研修の実施

インターネットを活用した研修システムである中央研修所研修サイトに研修コンテンツとして、前述の基礎研修等に加え、以下の講座を追加登載した。

- ①＜許認可業務部＞「特殊車両通行許可オンライン申請について」
- ②＜許認可業務部＞「建設キャリアアップシステム代行申請セミナー」
- ③＜許認可業務部＞「建設業財務諸表の見方、考え方、作り方」
- ④＜許認可業務部＞「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）に関するセミナー」
- ⑤＜許認可業務部＞「消防法セミナー」
- ⑥＜法務業務部＞「2031年「誰でも日本一」計画～地域との共生のススメ～」
- ⑦＜法務業務部＞「令和3年度民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」
- ⑧＜国際・企業経營業務部＞「特定技能及び技能実習に係る業務遂行上の留意点～今後の制度改革の方向性も見据えて～」
- ⑨＜国際・企業経營業務部＞「農林水産分野 種苗法及びGI法概論」
- ⑩＜国際・企業経營業務部＞「令和3年度著作権相談員養成研修」
- ⑪＜国際・企業経營業務部＞「補助金業務ガイダンス～事業再構築補助金の理解を題材に～」
- ⑫＜申請取次行政書士管理委員会＞「入管業務に関する職務倫理(基礎偏)」※既存講座の再収録
- ⑬＜裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部＞「調停スキルに関する研修（基礎編）効果測定の解説」※令和2年度に制作した研修コンテンツ「調停スキルに関する研修（基礎編）」を修了した調停人候補者に対する理解度を測るための効果測定問題の解説を収録し、中央研修所研修サイトを通じて各認証取得済み単位会の調停人候補者養成のために供した。
- ⑭＜暴力団等排除対策委員会＞「行政書士の反社会的勢力排除と不当要求対応」
- ⑮＜権利擁護推進委員会＞「行政書士による権利擁護公開セミナー『外国人との共生社会の形成のために』～行政書士は、多文化共生社会づくりのパートナー～」

（2）中央研修所研修サイトのプラットフォーム化

各単位会が独自の研修コンテンツを登載し、所属会員の研修に利用することができるよう中央研修所研修サイトのプラットフォーム化のためのシステム改修を行い、一部単位会の協力を得てテストランを実施した。

○関連団体

＜株式会社全行団＞

名 称：株式会社全行団

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

資 本 金：9,450,000円

事業内容：

- (1) 印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋
- (2) ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋
- (3) 事務用物品・事務用機器の販売、斡旋
- (4) 損害保険の代理業
- (5) 各種企業、団体等に対する業務研修の請負
- (6) 情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

役員の状況：代表取締役1名、取締役4名、監査役1名

従業員数：6名

持株比率：(出資状況) 日行連18株 (28.6%)、地方協議会45株 (71.4%)

本会との関係：本会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和59年任意団体として本会及び各単位会からの拠出金により「全国行政書士事業団(事業団)」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行ううえで、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成8年「(有) 全行団」として新たに組織された。令和元年に「(株) 全行団」と商号変更した。

＜一般財団法人行政書士試験研究センター＞

名 称：一般財団法人行政書士試験研究センター

所 在 地：東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

基本財産：50,000,000円(設立時)

事業内容：

- (1) 行政書士の業務及び行政書士資格に関わる試験制度等についての調査研究
- (2) 行政書士の業務及び行政書士資格に関わる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供
- (3) 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務
- (4) その他一般財団法人行政書士試験研究センターの目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名、評議員14名

従業員数：9名

本会との関係：平成12年本会の出捐により設立(出捐金：100,000,000円)

＜一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター＞

名 称：一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

事業内容：

- (1) 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- (2) 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- (3) 任意後見契約の受任者としての事務(前各号に該当するものを除く。第4号において「財産管理事務等」という。)の指導監督

- (4) 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- (5) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (6) 任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- (8) 研修会等の企画、開催及び講師の紹介
- (9) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (10) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (11) 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- (12) 国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長1名、理事16名、監事2名

本会との関係：平成22年本会の寄付金により設立（設立時寄付金：20,000,000円）